

## 医政メモQ&A

### 医療提供体制改革ビジョンとは

厚生労働省の「医療提供体制の改革に関する検討チーム」は4月23日、21世紀における医療提供体制の「将来像のイメージ」と「当面進めるべき施策」を併記した「医療提供体制の改革ビジョン案」を公表した。

今後も見直しを行ってゆくとしているが、これから厚労省が進める医療提供体制改革の基本方針となるものであり、内容をしっかり見極めて、医療提供側としての対応を考えなければならない。

**Q：改革の基本的な考え方は？**

**A：**患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつと共に、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者主体の医療の確立を基本として進められる。

**Q：改革の具体的な重点項目は？**

**A：**具体的な項目としては、

#### 1 患者の視点の尊重

##### I 医療に関する情報提供の推進

- (1) 医療機関情報の提供の促進
- (2) 診療情報の提供の促進
- (3) 根拠に基づく医療（EBM）の推進

##### II 安全で、安心できる医療の再構築

#### 2 質が高く効率的な医療の提供

##### III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

- (1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化
- (2) 地域における必要な医療提供の確保
- (3) 医業経営の近代化・効率化

##### IV 医療を担う人材の確保と資質の向上

- (1) 医師の臨床研修の必修化に向けた対応
- (2) 医療を担う人材の確保と資質の向上
- (3) 時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

#### 3 医療の基盤整備

##### V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- (1) 医療分野における情報化の推進
- (2) メディカル・フロンティア戦略の着実な推進
- (3) ナショナルセンターの整備
- (4) 新しい医療技術の開発促進（テーラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー）
- (5) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

などの項目について、重点的に改革が進められることになる。

**Q：1、2年間に進められる施策は？**

**A：**「当面進めるべき施策」で、1、2年以内に実施される施策については、特に注意すべきである。その内、期限が明示されているものを、項目番号を表示して記述する。

■ [I(1)] 医療機関情報に関しては、(財)日本医療機能評価機構の評価実施目標である平成18年度までに2000施設達成を2年間繰上げ、平成16年度までに公的・民間を問わず2000医療機関に実施するよう促進させる。

■ [I(3)] EBMの推進について、平成15年度末までに、情報ニーズの高い優先20疾患（高血圧、糖尿病、脳硬塞、関節リウマチ、胃がん等）について診療ガイドラインを整備し、平成16年度から、診療ガイドラインの整備された疾患について、的確な情報提供ができるデータベースの運用を開始する。

■ [II] 安全・安心医療の再構築に関して、平成15年度から、都道府県・二次医療圏単位等において医療に関する患者・家族等の苦情や相談への迅速な対応等を行う「医療安全支援センター」の設置を進める。

■ [III(1)] 医療機関の機能分化・重点化・効率化に関し、第四次医療法改正による「一般病床」と「療養病床」区分の届出が、本年8

月31日までに適切に行われるよう、徹底周知を図る。

■ [Ⅲ(2)] 地域に必要な医療について、特に救急医療体制の整備の中で、心肺停止患者の救命率の向上を図るため、救急救命士の業務に関し、平成15年4月から医師の包括的指示の下での除細動の実施が認められた。気管挿管については、平成16年7月を目途に実習を終了する等の条件付きで認められる。薬剤投与については、平成15年度中に結論を出すとなっている。

■ [Ⅳ(1)] 臨床研修の必修化については、(a) 研修医がアルバイトをせずに研修に専念できる処遇の確保、(b) 研修プログラムを効率的にかつ透明性を確保して組み合わせるためのマッチングシステムの整備運営、(c) 研修医の診療技術等を評価する方法の確立を図り、平成16年4月からの実施に向けた取組みを進める。

■ [Ⅳ(3)] 時代の要請に応じた看護の在り方に関し、准看護師が看護師になるための途を拡大するため、平成16年度から、看護師養成所2年過程通信制を創設すると共に、その普及を図る。

■ [Ⅴ(2)] メディカル・フロンティア戦略（平成17年までに、がん患者の5年生存率を20%改善、心筋梗塞・脳卒中の死亡率を25%低減、高齢者の自立割合87%を90%に増加、要支援疾病高齢者を70万人程度減少等）を推進するため、平成15年度において、(a) ゲノム科学やたんぱく質科学を用いた治療技術・新薬等の研究の推進、(b) 疾病予防、健康づ

くり対策の推進、(c) 質の高いがん医療の全国的な均てん、心筋梗塞・脳卒中の救急医療体制の整備の推進、(d) 総合的な痴呆対策の推進と骨折による寝たきり予防対策の充実などを行う。

■ [Ⅴ(3)] ナショナルセンターの整備では、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センターに続き、第6番目のナショナルセンターとして、高齢者に特有な疾病に対処するため、平成15年度中に国立長寿医療センター（仮称）を設置する。

■ [Ⅴ(4)] 新しい医療技術の開発促進に関しては、医薬品開発のための基盤技術研究や研究資源の供給を目的として、集中的、効率的な研究を推進し、研究成果を産業界へ速やかに移転するなどの産学官連携を推進するため、平成16年度に医薬基盤技術研究施設（仮称）を設置する。

以上は、具体的に期限が明記されたもののみの列挙であるが、各項目について厚労省の意図するところを詳細に検分することが大切である。例えば、[Ⅲ(3)]の医業経営の近代化・効率化に関しては、医療法人要件の緩和により医療機関債の発行や間接金融の充実等資金調達が多様化を図るなど、株式もどきの文言が並び、株式会社参入の余地を残してあることなどにも、十分な注意を要する。

ここに紹介できなかった部分についても、今後様々な方法により情報を得ながら、慎重な検分を試みなければならない。

（政策部担当理事 橋本 紘治）